

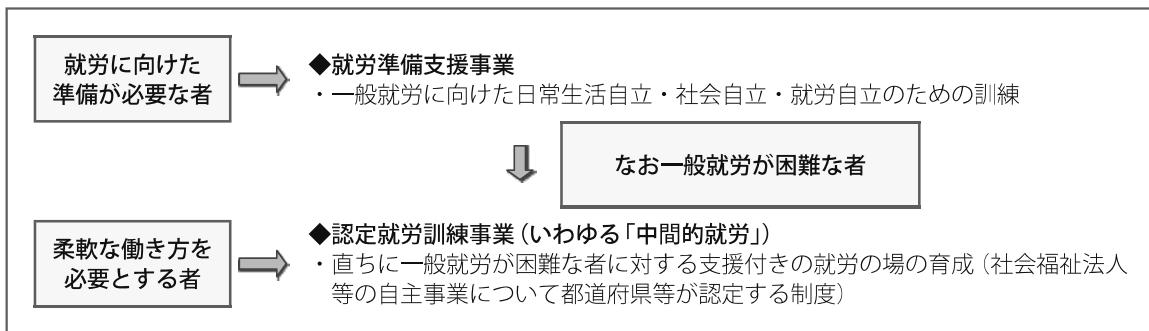
図2 生活困窮者支援の流れのなかにおける中間的就労の位置づけ

く2つに分類しています。

まず支援の内容を研修・訓練として位置づけているグループは、中間的就労を一般就労に至るステップとして考えています。このため、中間的就労の参加者は、ある程度就労に近い状況にあると考えられます。中間的就労に参加する前には、(日常生活自立支援を経た後に) 社会参加支援を経る場合もあれば、相談支援から直接に中間的就労に参加する場合もあり得るでしょう。利用者本人が経済的事情の理由で民間企業にすぐに就職することを望むケースも多いのですが、そうすると短期間での就職、離職を繰り返し、安定的な就労にはつながりません。中間的就労というワンクッショーンを置くことで、職場に定着し、より安定した生活を送ることができます。

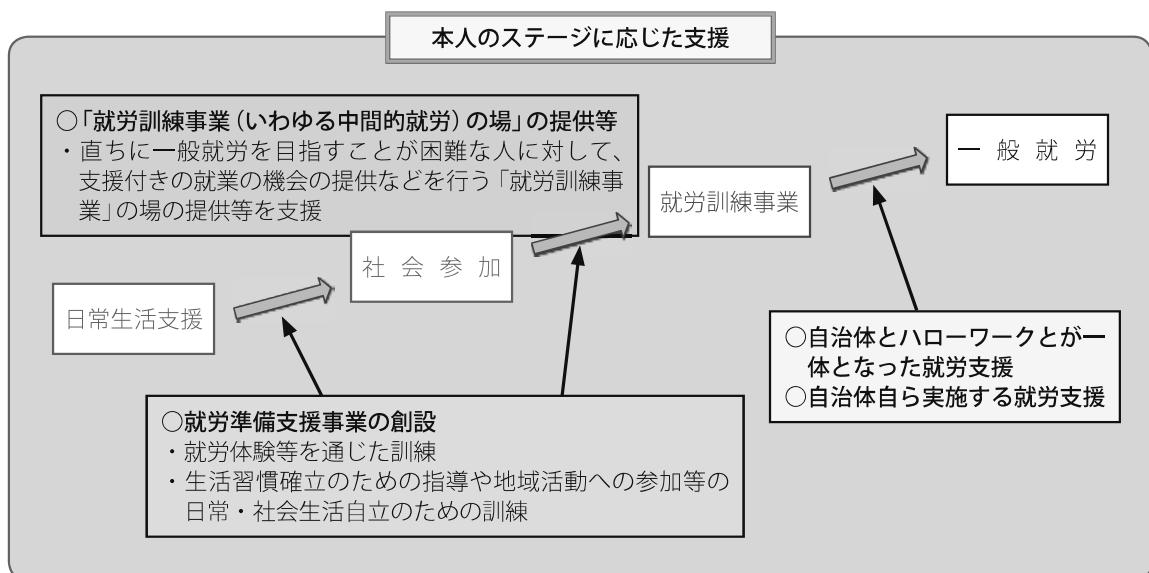
一方、支援の内容を「しごとづくり」として位置づ

けているグループは、実際に働くことは可能ではあるものの、一般就労までには時間がかかる人への支援として、中間的就労を考えています。就労準備支援は1年以内という期限が制度的に設けられていますので、就労準備支援を終えてもなお就労が難しいと考えられた場合や、期限のある就労準備支援への参加は難しいので、ひとまずゆっくりと支援しようという場合に、この中間的就労の支援メニューが使われる事が想定されます。企業組合伊丹市雇用福祉事業団では一般企業に就職するケースも少なくありませんが、民間企業への直線的な就職というよりも、国籍、老若男女、ハンディ等を問わない市民がともに働く職場づくりを目指しています。これは、民間企業における労働に対するオルタナティブの働き方の提案でもあります。



出典：厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室「生活困窮者自立支援制度について」平成27年7月

図3 認定就労訓練事業の対象および内容



出典：厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室「生活困窮者自立支援制度について」平成27年7月

図4 生活困窮者支援の流れのなかにおける認定就労訓練事業の位置づけ

### 3 認定就労訓練事業が悩みの種となる原因と対応策

では、制度上の認定就労訓練事業が上記の分類でどこにあてはまるかを考えてみます。まず、図3は厚生労働省による解説資料からの抜粋ですが、ここでは、事業の対象者は「柔軟な働き方を必要とする者」が想定されており、就労準備支援事業を経ても、なお一般

就労が困難な者が認定就労訓練事業に参加するものとして説明されています。これは、図2の下方に分類された考え方に対応します。つまり、認定就労訓練事業は一般企業への就職へのステップというよりも、一般企業への就職までには時間がかかるだろうと予測され

る場合の支援として考えられています。

また、図4も同じく厚生労働省による解説資料からの抜粋ですが、ここでは、生活困窮者支援の流れのなかにおいて認定就労訓練事業がどのように位置づけられるかが図示されています。図3と同じく、就労訓練事業は就労準備支援事業もしくは、日常生活自立支援と社会参加支援を経た後の支援メニューとして図示されていますが、悩ましいのは、就労訓練事業の後に一般就労への矢印が引かれている点です。生活困窮者自立支援制度における就労支援の最終的な目標が一般就労におかれていますので、その制度上の趣旨をふまえると、このようになってしまふわけですが、ただ、実際には、認定就労訓練事業の対象者が就労準備支援事業や社会参加支援を経た後、なお、一般就労までには時間がかかるだろうと考えられた人とされている以上、認定就労訓練事業の後に一般就労へと至ることは時間がかかるし、なかなか実現は困難なのかもしれません。

では、中間的就労では一般就労は無理なのかといえば、けしてそうではありません。実際に京都自立就労サポートセンターのように、長期離職者が一般就労に至るケースをコンスタントに出している実際の事例もあります。何が違うかといえば、図1で見たように、中間的就労に対する考え方、生活困窮者支援の全体的な流れのなかにおける中間的就労の位置づけがそもそも異なっています。一般就労までには時間がかかるだろうと判断される人を支援の対象とするのではあれば、一般就労を支援の目標とするのはかなり時間がかかることが予想とされるので、中間的就労は図2の下にある位置づけを念頭におくべきだし、ある程度就労に近い状況とある人を支援の対象とするのであれば、図2の上にあるような位置づけを想定すべきでしょう。

このように、中間的就労の中身は、支援実施主体の方針、地域や制度利用者のニーズや状況に応じてさまざまであるべきです。就労訓練事業を約定規に受け

(支援の内容) 研修・訓練

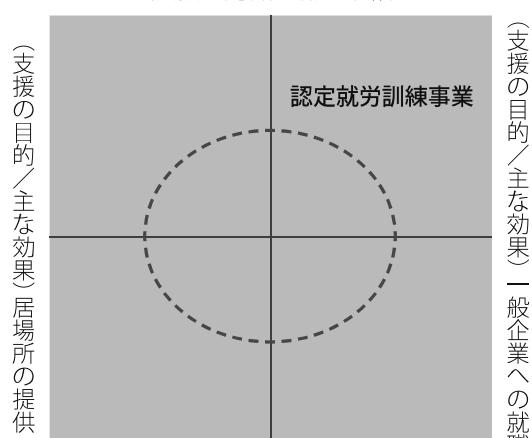


図5 認定就労訓練事業は中間的就労の一部

止めてガイドラインのとおりに実施するのではなく、中間的就労を充実させていくなかで、必要があれば認定就労訓練事業を利用するという姿勢が重要だといえます。

先に説明したように、厚生労働省の解説資料によれば、認定就労訓練事業の対象者は就労準備支援を終えてもなお一般就労には遠い人が想定されている一方で、認定就労訓練事業の目標はあくまで一般就労とされていますので、自治体の担当者にとっては、この点が矛盾しているように感じられ、実際には実施が難しいのではないかと悩ませる種になっているものと思われます。上記の分類からいえるのは、ガイドラインに沿って事業内容を考えるのではなく（そうすると上記の矛盾に直面することになる）、一旦ガイドラインから離れて、地域や利用者の実情やニーズからして、どのような支援が必要かを考えることが重要だろうということです。

## 4 財政的なインセンティブが用意されていないことへの対応策

また、自治体の担当者にとって、認定就労訓練事業を活性化させるための大きな課題は、民間事業者への財政的なインセンティブが用意されていないなかで、どのようにして認定申請をする民間事業を募るのかという点です。認定申請の手続きが簡素化されたとはいえ、認定就労訓練事業者が利用者を受け入れるにあたって求められる事項が多いわりには、何のメリット、見返りがないのであれば、自治体等の担当者にとっては、事業者を説得する言葉を探すことすら難しい仕事に思われるでしょう。

この点の対応策として考えられるのは、次の3つです。

まず、最も推薦したいのは優先発注制度の活用です。認定就労訓練事業者が優先発注の対象となることは、すでに地方自治法第234条第2項、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号で規定されていることであり、さらに、2018年の法改正により、生活困窮者自立支援法第16条第4項では、「国及び地方公共団体は、認定生活困窮者就労訓練事業を行う者の受注の機会の増大を図るよう努めるものとする」とされ、優先発注の積極的な活用の努力義務規定が設けられました。ところが、これを積極的に活用しているのは全国広しといえど伊丹市しかありません。制度上の制約があるわけではありません。優先発注が普及しない理由としては、伊丹市における企業組合伊丹市雇用福祉事業団のように、事業の管理、遂行を任せることのできる事業者がなかなか地域に見つけられないことがあるかもしれません。この点の対応策としては、シルバー人材センター等とのジョイントを組むという方法が考えられます。事業規模はいきなり数百万円等の規模でなくてもよく、年間に1～2人の利用者というレベルでも十分です。最初から大きなことを考える必要はありません。

次に、他制度との連携です。認定就労訓練事業という狭い制度の枠内だけでなく、中間的就労という広い枠で考えれば、実は、類似した事業は多くあります。

障がい者支援、地域若者サポートステーションやひきこもり地域支援センター等の若年者支援、母子自立支援、地域定着支援センター等、中間的就労と思われる事業をすでに実施している取り組みは、多くの自治体で生活困窮者自立支援における社会資源とは認識されておらず、情報共有すらなされていないところも少なくありません。就労訓練事業に認定申請してくれる事業者を一から発掘しようとするよりも、また認定を受けたものの実際の利用数をどう上げていくかに頭を悩ませるよりも、すでにある地域資源の共有を図り、そのなかから必要があれば就労訓練事業の認定を1つ、2つ増やしていくことを考えるほうが、より実効性があり、かつ自治体担当者が数字としての実績を上げることの早道もあります。

最後に、中間的就労が利用者の支援のための事業だという考え方から少し離れて、別の視点から考えてみましょう。現在の日本は空前の人手不足であり、多くの中小企業が後継者、人材不足、若年者を中心とした早期離職にあいでいます。そして、ずっと働き続けてくれる働き手をのどから手がでるほど欲しがっています。人材を育てたい、地域に貢献したいと考えている中小企業の社長は少なくありません。また、釧路市における漁網づくり、鳥羽市の観光業等のように、地場産業の生き残り策として人材を欲しがっている産業や業種、広島県の川根振興協議会のように地域そのものの存続、再生のためにしごとおこしをしている住民組織等も多くあります。生活困窮者支援は利用者の支援だけでなく、もう少し視野を広げて、企業への支援（早期離職しないようにするために適宜アドバイスをする等）、地域への支援（多様な働き手、担い手を提供する等）という面でも貢献できることがあるのではないかでしょうか。これを考えることは、面倒な作業、あるいは、回り道に思われるかもしれませんのが、かえって生活困窮者自立支援を充実させる意外な近道だということを、全国のこれまでの実践、経験が物語っています。

## 第3章 中間的就労・参考事例

# 01

### 福祉と観光の連携で 仕事づくり＆まちづくり

三重県鳥羽市



#### ●とばびと活躍プロジェクト

主要産業が観光業という三重県鳥羽市。しかし、宿泊産業の働き手は減少傾向で、働き口を求めて市外に出てしまう市民も多く、住み込みで働く人が退職と同時に生活困窮に陥ってしまう課題もありました。福祉と観光の連携による市民就労促進事業「とばびと活躍プロジェクト」から、主要産業の振興と住民の暮らしを支える取り組みをひも解きます。

鳥羽市は三重県の南部、志摩半島に位置し、伊勢神宮を中心とした伊勢志摩観光の宿泊拠点として、年間428万人の観光客が訪れ、年間172万人の宿泊者数を誇ります。約160軒の宿泊施設があり、1日の収容人数は16,000人。産業別就業者数は第3次産業が際立ち、観光産業が鳥羽市の基幹産業となっています。

#### 鳥羽市の生活保護受給者の特徴

鳥羽市では、2015年4月から自立相談支援事業等を鳥羽市社会福祉協議会に委託し、生活困窮者自立支援制度に基づく支援をしています。生活困窮者自立支援制度が始まって1年が経過した頃、鳥羽市健康福祉

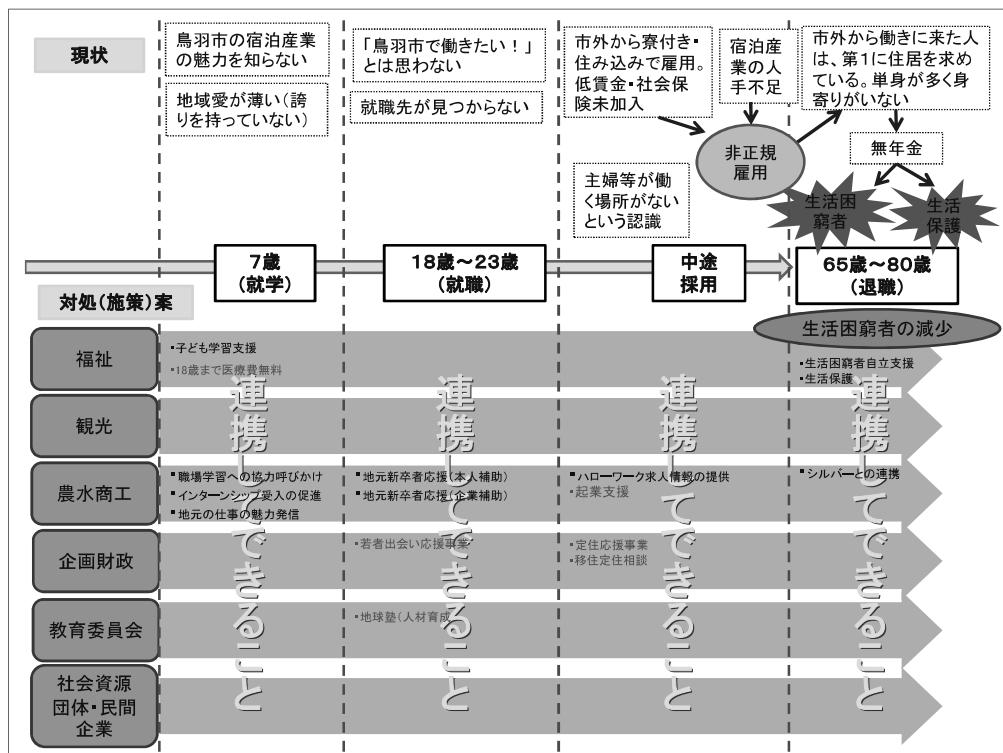


図1 ライフステージごとに事業を見る化

課課長補佐兼社会福祉事務所次長の齋藤猛さんは、生活保護の開始件数のうち約半数が、旅館に住み込みで働いていた人であることに気づきました。高齢などの理由で退職し、住む場所と収入を一度に失ったために生活保護の申請に訪れていたのです。

「潜在的⼈数はもっと多く、今後も増加の一途をたどるのでは」と考えた齋藤さんは、「生活困窮者自立支援事業や生活保護制度だけでは、根本的な解決に導けない。生活困窮者を減らすためには、観光産業における労働⼒の確保・地元雇用の増大のため雇用環境の改善を考える必要があった」と言います。

### 「働く」をキーワードに とばびと活躍プロジェクト

そこで、生活困窮者自立支援事業を活用しながら、府内の観光部門、労政部門、人口対策部門の横断的な施策を推進して困窮課題を解決したいと考えるようになりました。観光部門は宿泊産業の人手不足が、労政部門は雇用施策が、人口対策部門は人口減少がそれぞれの課題となっていました。「これらの課題を一緒に討議することはできないか」と考えた齋藤さん。各部門のキーマンに声をかけ、「とばびと活躍プロジェクト」のコアメンバーが集まつたと言います。

コアメンバーでの会議では、「市民の困窮をなくす」という目的に向かって、各課がそれぞれの立場・見方から、ライフステージごとにどんな事業に取り組んでいるかを見える化することから始めました（図1）。そうすることで、「市民の困窮」という課題にそれぞれの立場からバラバラにアプローチをしている現状が見えてきたと同時に、自分の担当課との共通性や親和性を見出すことができるようになりました。さらに、観光協会や商工会議所などの府外の団体に声をかけながら連携できる点を模索していきました。

さまざまな施策を通じて、鳥羽市で暮らす人々（とばびと）が、地域でイキイキと活躍することができる「地域共生社会」を目指すプロジェクトという位置づけで、2018年「とばびと活躍プロジェクト」がスタートしました。

「働く」をキーワードとするいろいろな部署が参画しやすいという意見から、真ん中に「働く」を据え



左から岩井太さん、齋藤猛さん、高浪七重さん

三重県鳥羽市  
人口18,896人  
8,375世帯  
高齢化率36.6%  
(2018.9現在)

た「とばびと活躍プロジェクト」。『働く』とは金銭を伴う労働だけではなく、町内会活動や老人クラブの活動などの生きがいや、働くことが難しい人はそれを応援することもその範疇と考えている」と齋藤さん。「人生の生きがいにつながることを『働く』という言葉で表現した」と言います。（図2）

### プチ勤務おしごとカタログの作成を とおして仕事の切り出しを考える

2018年度には、観光課が中心となり、宿泊業の業務分解による求人カタログ「プチ勤務おしごとカタログ」の作成に着手しました。会員数約350事業所の市観光協会を通して旅館・ホテルに協力依頼を行い、そのうち12事業所のヒアリングを行いました。現状把握、仕事の特徴、待遇、職場の雰囲気などを聞き取り、カタログを作成する基礎資料としました。鳥羽市観光課課長補佐の高浪七重さんは、「どの事業所も雇用に悩んでいたため、とても協力的だった」と振り返ります。さらに、「誰もが見やすくてわかりやすい」をポイントに、また、求人票には変動が多いために更新をしやすい形式でカタログを作成していました。求人票には、職種、仕事内容、勤務時間、待遇などのほか、最低出勤日数や出勤希望日を掲載しています。2018年10月に完成したカタログには12事業所の、1日1.5時間×週1日から1日4時間×週5日まで、さまざまな仕事が掲載されています。（図3・図4）

「現在の課題は、市民への周知」と話す高浪さん。老人会、町内会、福祉関連組織での説明会やイベント

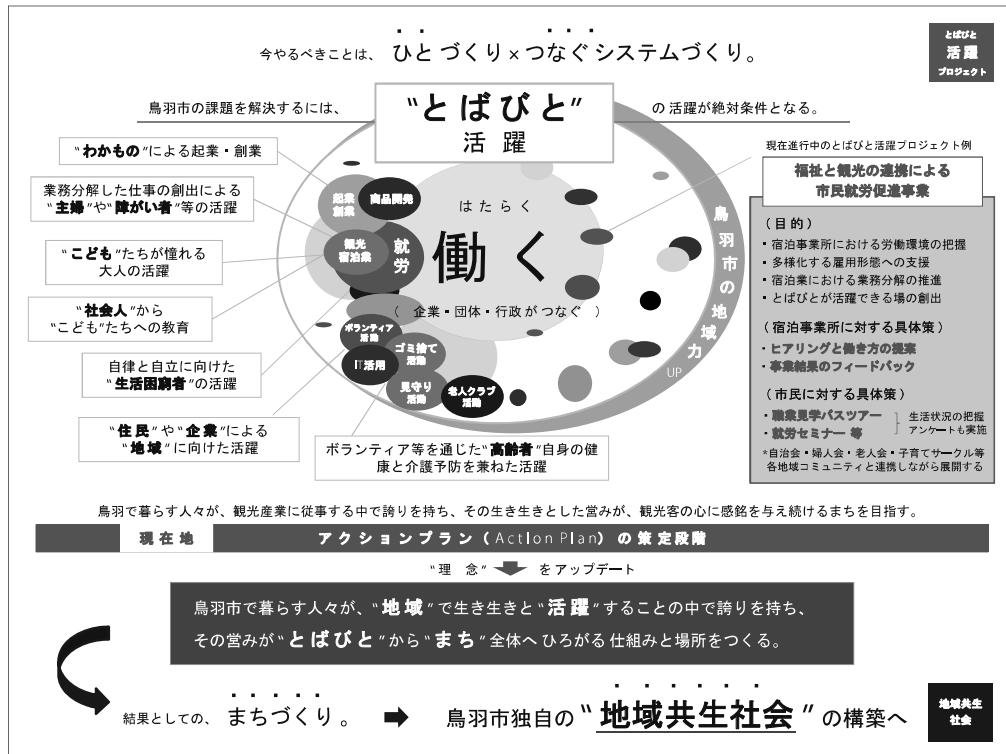


図2 とばびと活躍プロジェクト概念図

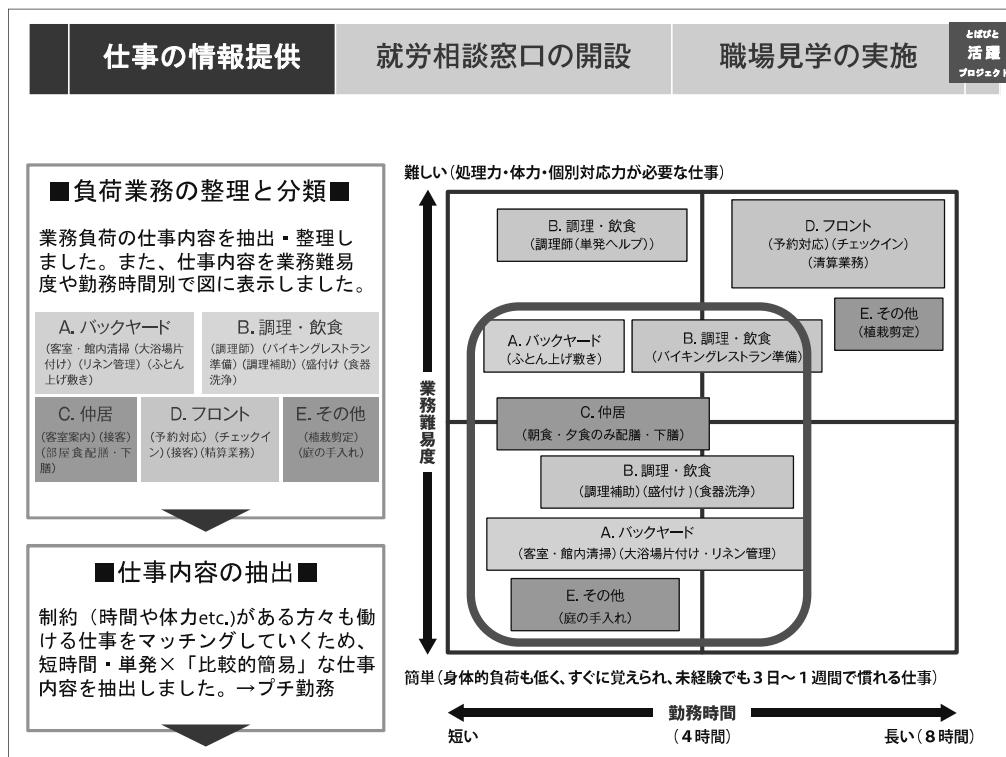


図3 宿泊業における業務の細分化を可視化

地域共生社会実現のための中間的就労のすすめ



図4 プチ勤務  
おしごとカタログ

でのブース出展、無料職業紹介所の開設、市広報への掲載、ショッピングセンターでの相談会の開催などを通して発信をするとともに、職場見学バスツアーなども企画し、周知にも努めています。さらに、健康フェスティバルでは「カラダ測定」を実施、体力や記憶力、計算力の測定とともに設問に答えることで、「仕事に生きる特徴」を判定します。この測定は、「働きたいけれど年齢が高いからもう働けない」と思っているおもにシニア層に対して、年齢以外のものさしで就労への自信をもってもらいたい、というものです。

#### その人のライフスタイルに合った 働き方を提供

景色と料理が自慢の宿、鳥羽ビューホテル花真珠は、プチ勤務おしごとカタログに求人を掲載する事業所の1つです。女将の迫間優子さんは、「旅館の仕事を見直し、仕事の切り出しをしてみると、週1回、2時間など仕事を分解することで働き手を募集できることがわかった。シニア層でも体が元気ならば働くことができるし、人と接することが苦手な人でも、バックヤードの仕事こそ切り出しがしやすく、働き手が必要」と話します。「早朝の勤務が得意な人は朝早く来てもらい、朝食時の手伝いをしてもらったり、ダブルワークをしたい人は夜間など、その人のライフスタイルに合った働き方を提供できる」と言います。

一時は、花真珠でも派遣社員を採用していました。しかし、お客様の要望に応えるためには多少の時間の融通も必要となる旅館の仕事への意識の差や経営面から判断し、現在は全従業員を直接雇用しています。さらに、「最近の若い人の勤務条件へのこだわりは、休憩や休日の保障。短時間労働という仕事の切り出しは、正社員が長く勤め続けられる環境づくりにもつながる」と言います。

#### 観光地という優位性を強みに

とばびと活躍プロジェクトは、第5次鳥羽市総合計画（後期計画）の鳥羽市まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけられています。その方針のなかで、人口減少に向かう未来において、移住や定住施策だけで人口減少を食い止めるのではなく、人口減少社会を抗えない未来図と位置づけたうえで、それにおいても市民が活躍し、輝く鳥羽市を目指したことに大きなポイントがあります。その重点に、就労促進施策を中心とした地域魅力の向上という目的を掲げました。

「観光地という優位性を生かしつつ、多様な形での働き手の増加と働きやすさのサポートに取り組む」と語るのは、鳥羽市企画財政課企画経営室副参事（地方創生・企画経営担当）の岩井太さん。逆境の本質にいち早く着目し、地域の主要産業である観光業と結びつけ、明るい未来志向を目指すこれからに、さらなる期待が寄せられます。



女将の迫間優子さん

鳥羽ビューホテル花真珠外観

# 02 社会福祉法人が合同で始めた 介護現場でのユニバーサル就労

大阪府八尾市



## ●八尾市中間的就労担当者連絡会

社会福祉法人の社会貢献への取り組みとしては、大阪府における「生活困窮者レスキュー事業」は最も有名なもの1つでしょう。これは、大阪府社会福祉協議会の老人施設部会に参加している法人により、各施設の定員数に応じた会費を基金として、経済的支援の原資にするとともに、大阪府社会福祉協議会に配属されている社会貢献支援員と各施設に配置された相談員(CSW)が、制度の狭間を含めた生活困窮等の課題を抱える人への相談対応と支援を行うものです。今では、同様の取り組みは熊本県や長崎県にも波及しています。

これから紹介する「八尾市中間的就労担当者連絡会」は、基金の仕組みこそありませんが、「生活困窮者レスキュー事業」の中間的就労バージョンともいえる取り組みです。

### 母体は、八尾市特別養護老人ホーム 施設長会の取り組みから

1996年に、行政との連絡・調整と施設運営管理向上を目的として、八尾市特別養護老人ホーム施設長会が設立されました。以降、この会は、施設間交流研修や海外施設等の合同視察、前述の生活困窮者レスキュー事業や東日本大震災支援、合同求人説明会など、さまざまな取り組みを通じて連携協働を深め、現在では市内の15施設が加入しています。

この15施設では、施設ごとに中間的就労の担当者が配置されており、これは生活相談員が兼任することが多いとのこと。15施設は、市内3エリアに分かれて、各グループから幹事が選出されます。この幹事の任期は1年半で持ち回り制、半年ごとに1施設が交代します。これにより、常に3幹事のうち2施設は、ある程度経験を積んでいる担当者が残るとともに、業務の継続性が担保されているわけです。

幹事施設は、八尾市の自立相談支援事業（生活支援相談センター）を受託している八尾市社会福祉協議会とともに、中間的就労担当者連絡会の事務局を担います。具体的には、実際の相談者受け入れに伴う支援調整会議への出席、年2回程度行われる担当者連絡会の

開催（事例検討や勉強会を中心）、実際に中間的就労を受け入れる施設の相談・アドバイザー役などです。

「実際に中間的就労を受け入れるときには、それなりに手がかかりますが、幹事業務は、（負担感は）それほどでもありません」（特別養護老人ホーム信貴の里 生活相談員 松本元宏さん）

### 中間的就労受け入れの流れ

八尾市では、上記の15施設とその関連施設の計23事業所が、中間的就労受け入れの認定就労訓練事業所として登録されています。

実際の中間的就労の受け入れの流れは、図1のようになります。

基本的には、生活支援相談センター（社協）から、中間的就労に適当と考えられる相談者の案件が、支援調整会議等を通じて幹事施設に回ってくることになりますが、それ以外にも、この担当者連絡会に所属している法人内の各部署（たとえば、ホームヘルプ等）や、地域の住民から、各施設の中間就労担当者に、直接相談が来ることもあるとのこと。それだけ法人内や地域で、中間的就労に対する取り組みが、浸透しているといえるでしょう。

受け入れ施設を23事業所の中からどこにするかは、

## 団体の概要

- ▶名 称：八尾市中間的就労担当者連絡会  
 ▶住 所：大阪府八尾市本町2丁目4-10 八尾市社会福祉協議会  
 ▶電 話：072-991-1161  
 072-924-3761（八尾市生活支援相談センター）  
 ▶沿 革：2015年12月設立  
 市内15施設の中間的就労支援担当者と協力機関である八尾市社会福祉協議会で構成。

## 大阪府八尾市

人口266,708人  
 124,360世帯  
 (2019.2末現在)



八尾市中間的就労担当者連絡会のみなさん

支援調整会議で検討されますが、基本的には「自宅からの距離」が最も大きい決定要因で、近い施設で受け入れを行います。中間的就労を実施する際に、交通費をどうするかという問題が時々発生しますが、八尾市の場合、徒歩あるいは自転車で通える距離のため、この問題は起きたことがないそうです。

受け入れ施設では、相談者の現状や希望に合わせて就労訓練を実施します。最初は週1回2時間程度から開始し、作業や職場への慣れを見極めながら、週3回6時間勤務に延長していったりします。また、ユニバーサル就労の特徴でもあります（ユニバーサル就労については第2章参照）、従事してもらう仕事も介護職員等の業務をそのまま渡すのではなく、施設での従来の業務を分解し、相談者が作業できる形に再構成します。具体的には、対人活動に苦手意識をもつている相談者には、清掃やリネン関係の業務を中心に抽出して組み立て直したりするわけです。ときには、従来にはなかった新しい業務を作り出すこともあります。このようなキメの細かなマッチング作業が、中間的就

労の効果を高めていることは間違いないでしょう。

また、中間的就労の実施に際しては、受け入れ現場の職員の理解も極めて重要です。

「当施設では受け入れの際、私（中間的就労担当者）から直接、相談者に接する現場職員一人ひとりに、中間的就労への理解を求めるために話をしました。自分と同じ温度感覚で取り組んでほしかった。他の人を介することで違うように伝わってほしくなかったので」（地域密着型特養ことほぎ生活相談員 中浦治子さん）

施設によっては、理事長から現場職員に対し、中間的就労へ取り組む理由などを説明してもらったところもあるとのことです。このような中間的就労（ユニバーサ

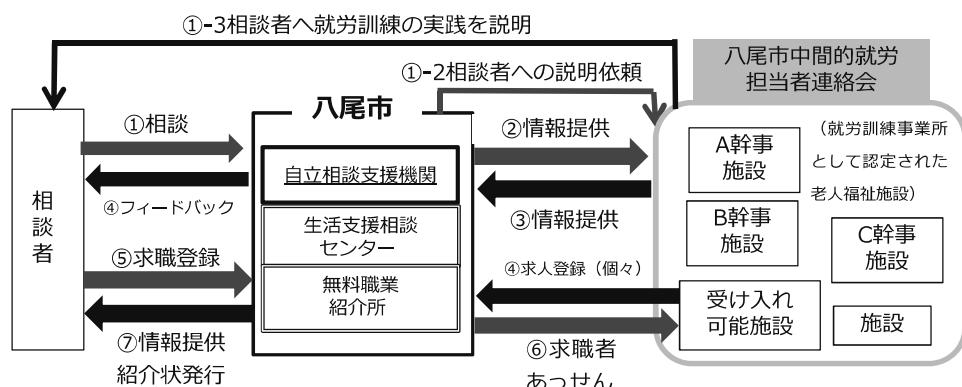


図1 中間的就労の流れ（就労訓練事業の利用手順）

ル就労)に対する施設内部での取り組みが、高齢就労者やボランティア、外国人労働者の受け入れに役立っているという話もありました。今後、より厳しい人材不足を予想される介護業界においては、貴重な経験といえるかもしれません。

.....  
「ありがとう」と言われる言葉が  
やりがいに  
.....

中間的就労に取り組むことになった相談者にとっては、施設で働いている間に、入居者や職員から、「ありがとう」と言われる言葉がやりがいになっているといいます。

また、受け入れる現場にとっても、ルーティンが多い日常に違う要素が入ってくること、日々変わっていく、明るくなっていく相談者を傍で見ていることが、よい刺激になっているそうです。「仕事って楽しい」、「仕事に自信がもてた」と相談者から言われたことが忘れられないという話もありました。現場職員から中間的就労の担当者に、「次の人はいつ来るの?」と聞かれることもあり、中間的就労の担当者にとっては、うれしい驚きだったとも。

このような中間的就労を経験したうえで、自信をつけた相談者は、無料職業紹介等により一般就労へチャレンジすることになります。

「中間的就労を経由して一般就労に結びついた人は、直接一般就労へ向かった相談者よりも、(就労)継続している割合が高いですね」(八尾市生活支援相談センター 主任相談支援員 柿木真紀子さん)

一方、受け入れがうまくいったケースでも、こんな

「生活困窮者レスキュー事業」を行っている大阪府社会福祉協議会の老人施設部会では、『中間的就労(ユニバーサル就労)事例集』を作成しています。

この事例集等を基にして中間的就労(ユニバーサル就労)に関する研修講師の依頼にも対応しているとのこと。関心のある方は、直接下記まで、ご連絡ください。

【連絡先】 大阪府社会福祉協議会 施設福祉部  
電話 06-6762-9001

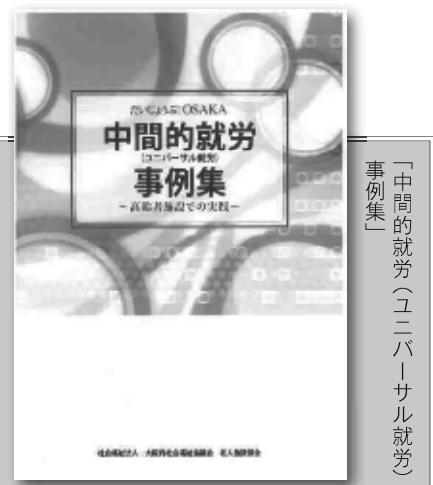
こともあるそうです。

「受け入れが非常にうまくいったケースでは、相談者から、ここで一緒に働きたいと言われることがあります。これは非常に残念ながら、断らざるを得ないです。次回以降、他の施設が、受け入れの手を挙げにくくなるためです」(特別養護老人ホーム成法苑 生活相談員 小山隆博さん)

.....  
社会福祉法人の連携による社会貢献  
.....

冒頭にふれた「生活困窮者レスキュー事業」と同様に、この仕組みは、社会福祉法人の連携による社会貢献のモデル的事業ともいえます。各施設の中間的就労担当者の稼働分の人事費や、受け入れの際に何かあつたときのため、社会福祉協議会のボランティア保険に加入していますが、その費用も各施設が負担しています(ただし、このボランティア保険は、かなりリーズナブルな金額といえます)。

負担があることは事実として、そのうえで各施設の負担が過大にならないよう配慮されている、この「八尾方式」といわれる取り組みは、全国の社会福祉法人に、ユニバーサル就労、ひいては社会貢献に対する1つのあり方を提示しているといえるでしょう。



# 03

## 優先発注制度はじめさまざまな仕事を確保し、支援に活かす

兵庫県伊丹市



### ●企業組合 伊丹市雇用福祉事業団

伊丹市雇用福祉事業団（以下、事業団）は、1952年に結成された全日本自由労働組合伊丹支部を源流にもち、阪神地域開発事業協同組合、NPO法人ワーカーズコープかんさいなどと連携しながら事業と活動を行う企業組合です。設立の歴史的経緯もあり、これまで、失業者への就労対策、職業訓練（訓練校の運営経験もあり）、生活保護者への職場適応訓練などの自立・就労支援関連事業にも関わってきました。1979年以降は、建築・土木・造園・公園管理・建物管理・学校給食等の分野を中心に、伊丹市や兵庫県、そのほか民間事業所から各種事業を受託しています。

生活困窮者自立支援制度の開始以来は、認定就労訓練事業所（兵庫県認定）、そして就労準備支援（伊丹市）を実施しています。

#### 全国に先駆けた優先発注の仕組み

2015年、伊丹市は認定就労訓練事業所に対する優先発注制度を施行します（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に係る随意契約）。この対象事業所として最初に認定されたのが、伊丹市雇用福祉事業団（とワーカーズコープかんさい）です。以来、事業団は、中心市街地や公園の清掃、建物管理、害獣駆除などの業務を受託。実績を積み重ね、2018年には、合計約1億円の事業受託となっています。これにより、雇用型の就労訓練を実施する業務量を確保でき、事業団の就労支援活動に多大なメリットと柔軟性をもたらしています。また、行政にとっても、追加の予算措置を講ずることなく、通常の業務の予算で生活困窮者支援を実施できるという利点があります。

#### 就労支援の仕組み

入口としては、くらし・相談サポートセンター（伊丹市自立相談課）から、就労準備支援が必要と考えら

れる相談者が紹介されてくるところから始まります。

流れとしては、以下のようになります。

#### 【事業団】

##### ①インテーク（初回面談）

- 常に複数人（相談支援員、人事担当、経理担当）  
で面談



##### ②支援プラン作成

- 当日中にプランの準備、就労以外の生活課題もピックアップ
- 必要であれば当座の食料を提供
- 働くことが可能であれば当日に職場見学、就労契約を結ぶ
- 身なりに問題がある場合、翌日から働くために風呂・散髪へ（代金は働いた賃金から返却してもらう）



※1 伊丹市の認定就労訓練事業に関する優先発注の詳細

[http://www.city.itami.lg.jp/SOSIKI/KENKOFUKUSHI/JHIRITU\\_SOUDAN/1437978361958.html](http://www.city.itami.lg.jp/SOSIKI/KENKOFUKUSHI/JHIRITU_SOUDAN/1437978361958.html)

### ③就労訓練

- 可能であれば翌日から、就労訓練実施
- 雇用型であれば、日払い仕事の提供
- 非雇用型であれば、1日500円の軽作業（事務所で行う）
- 自宅から職場までの送迎実施（特にひきこもり者）



### ④生活支援（就労訓練と並行して）

- 生活課題解決のための伴走型支援を実施。家計支援（任意）も行う
- （例）ライフライン（電気、水道、ガス）復旧、行政の対応部署へのつなぎ
- 家賃・債権滞納への対応
- 健康診断（困窮状態等の結果、メガネが合っていないなど体調が悪化している状態の人がかなり多い）
- 健康保険の加入
- 食糧支援（稼いだ賃金を食費ではなく、極力、未納・負債の返済、再就職準備に充てさせてため）
- 通勤のための自転車の貸与
- 仕事、生活のための携帯電話の貸与（新規開始）



### ⑤生活自立

- 生活が自立、適性が見えた段階で無料職業紹介（伊丹市）へつなぐ
- 衣服（面接用のスーツ等）の貸与



### ⑥再就職 > 納税者へ

- 事業団関連に従業員として就職することも少なくない

伴走型の生活支援は、就労準備支援の延長線上で、事業団が自主的に取り組んでいます。現在では、ライフライン復活、健康診断、国民健康保険の加入などは、伊丹市自立支援課の窓口が対応します。

何しろ、伊丹市からの優先発注を含めて、事業団である程度の仕事を常に抱えているからこそ、相談翌日から日払い仕事で就労訓練ということもできます。このスピード感、即応性は類を見ないといえるでしょう。もちろん、飛び込みにも対応できる就労支援員や、就労現場の指導者の力量があるからこそできることは、間違いありません。

「地元密着の小さい事業所だからこそ、できることだと思います」と、事業団の高木哲次理事長は言います。高木理事長は、自ら伴走支援にも携わります。

「（就労経験がない人や、就労ブランクがある人にとって）働いて得た報酬を現金で渡すことにより、身体で価値を実感できるのだと思います」

債務を抱えている相談者の場合は、現金を早く手にして、少しでも返済に充てることによって、将来の見通しが立つようになるとも言います。

伊丹市における中間的就労（就労訓練）をすべて事業団だけが行っているわけではありません。他の協力事業所に依頼する場合もあります。伊丹市の場合、中間的就労に協力してくれた事業所に対して、2018年度は、1人受け入れにつき30,000円（月／5回以上実施の条件）または10,000円（月／5回未満実施の条件）の事業所謝礼を、就労準備支援の委託の中から支出しています。



公園清掃の様子

## 団体の概要

- ▶名 称：企業組合 伊丹市雇用福祉事業団  
 ▶住 所：〒664-0023 兵庫県伊丹市中野西1丁目141番地  
 ▶電 話：072-777-0663  
 ▶F A X：072-770-4639  
 ▶U R L：<http://iwc.or.jp/group.html>

兵庫県伊丹市

人口198,240人  
 81,985世帯  
 (2019.1.1現在推計)

## 支援の実際

以下に、事業団で支援した実際の事例を掲載します（一部改変）。



事務所での軽作業

緊急支援事例

日付	支援対象	状況開き取り
11/12	市役所一覧	23歳男性の教訓要請 ①ライフライン等上(市職員が水道局同行) ②所持金が無い(解雇、資金未払い) -16歳まで施設入所、身寄りが無い ③一週間何も食べてない(食費を考えていた) -子ども食堂と一緒に食事、翌日のおにぎりを提供
18時	初回面談	④一週間風呂に入っていない -湯潔にして、翌日からの就労準備
19時	食事提供	⑤自宅滞在中の自殺を考えていた -子ども食堂と一緒に食事、翌日のおにぎりを提供
20時	就労相談	⑥一週間風呂に入っていない -湯潔にして、翌日からの就労準備
21時	自宅訪問	⑦自宅滞在中の自殺を考えていた -3か月(15万円)家賃滞納
22時	家主懇談	⑧会社引取り -水漏れ被害賠償、ゴミ置きの即日処理
23時	職場見学	⑨訪問事業所で緊急面接 -伊丹市公共工場(造園関連)の就日就業準備
11/13		
8時	緊急雇用	⑩1日/¥7,000の日払い -自宅通勤
12時	就労事務課	⑪通勤手段の確保
17時	緊急食糧支援	食料追加提供 -資金を増額し、本納・未払いに備え
18時	家主懇談	自宅退去問題
11/14		
17時	ゴミ処理提出	出勤時(17日)までにゴミ出し遅延
11/17		
8時	ゴミ回収	40袋×12袋をパッカ車で回収。ゴミ運搬回収
11/27		
17時	家計支援(任意)	未納・未払い、債務整理
11/29		
18時	家主懇談	家賃1.5ヶ月分(7万円)返却
12/1		
8時	正社員契約	1.5ヶ月/¥175,000-(社会保険込み)
12/6		
14時	支援調整会議	債務整理(約30万円)を、法テラスまたは会員で整理検討
12/7		
	撮影、投稿	大手ノコギリメーカーのホームページで紹介

## 行政、民間事業所との関わり ~適切な仕事の確保~

事業団で中間的就労を実施する場合、前述したよう

### 【緊急支援事例】

借金を抱え、家賃・公共料金滞納、アパートはゴミ屋敷状態で、大家から立ち退きを迫られていた児童養護施設出身の若い失業者の事例です。これを見ると、事業団の即応性ときめの細かい伴走型支援の様子が実感できます。

この事例には、ちょっとしたエピソードがついています。相談日翌日の13日に、就労訓練先である造園事業所に、ノコギリメーカーの営業担当者が訪問に来たそうです。「新しい人が入ったんですか?」「いや、就労訓練で……」という会話が交わされてから2週間後、また同じ営業担当者が訪問してきて、「新しい人が入ったんですか?」「前に彼に会ってるでしょう。2週間前の彼だよ」とわれたとか。表情があまりにも明るく変わっていたため、同一人物とは気づかなかったようです。その後、変化した彼の姿はノコギリメーカーのホームページで紹介されました。

に基本的には何らかの形でお金を手にする有償での就労訓練が中心です。これは、事業団の就労支援の目的として、無業者・失業者から、労働者として自立・納税者へという流れを明確に意識している点が理由としてあげられます。そのためには、就労訓練に適当な業



企業組合 伊丹市雇用  
福祉事業団 代表理事  
高木哲次さん



地元の協力企業(元訓練利用者含む)、施設利用者等の交流・親睦旅行

務を確保する必要が出てきます。

伊丹市の優先発注制度は、それに大きく貢献していますが、高木さんをはじめとする事業団からも、「新しい予算は要りません。既存の仕事をシェアしてください」と常日頃から行政に働きかけています。そのような対象の1つは、応札者がいない公共事業です。現在、関西圏では、地震復興や東京オリンピックの影響などもあり、建築・土木系での人手不足が深刻になっています。そのため、従来、業界が受けたいたような清掃や建物管理等の業務も含めて、応札者のない事業が増えているそうです。もちろん、請け負えるだけのスキルや実績等が求められますが、このような事業を請け負ってもらえることは、行政にとってもありがたい話に違いないでしょう。

さらに、既存の公共事業でのメイン業務ではない簡単な附属業務の切り出しなどの提案も行います。たとえば、河川改修事業における、河川敷での事前清掃業務を切り出してくれないか、というようなものです。これは、ユニークな就労での既存業務から就労訓練者の可能な業務を切り出す発想と極めて似ています。ジョブディベロッパー的な視点・発想といえるでしょう。

また、民間事業所からも積極的に仕事を受けます。先ほどのような建築や土木、造園業界で、人手不足で業務が回らない事業所からの下請け受注や、2~3時間だけという短時間のパートタイムの仕事なども受けています。たとえば、大手の小売業での、一番お客様の

混み合う時間帯だけの駐車場や駐輪場の管理をするなどが、その代表です。こういった短時間の仕事は、ひきこもりだった人などへの最初の就労として向いています。

「こういう業務は、受託した金額はそのまま就労訓練者への支払いに充てて、事業団にはまったく(中間管理等の費用は)入れていないこともあります(笑)」と高木さん。

#### 取り組みを理解してもらう努力と今後

事業団では、就労支援を含めた活動の社会的意義の理解を周囲へ求めるため、行政や議員、地元の関係団体等へ参加を呼びかけて、年1回研究会を開催しています。また、ひきこもり等の場合は、地元の方々と一緒に支援に関わることもあり、そのようなときには、就労支援後の自立した姿を見てもらって、「こんなに変わるのは!」と実感してもらうようにしています。

平素の活動のうえに、このような周知・理解を求める取り組みもあり、行政や地域との関係は良好です。2018年からは、新たに、障害児の放課後等デイサービスと就労継続支援B型を開始しました。

「就労支援に従事していると、グレーゾーンを含めて、障害をもっている人が非常に多く、もっと早い時期から関わっていかなければならないと感じたのです」と高木さん。伊丹市雇用福祉事業団の取り組みは、この先も拡がっていくでしょう。

# 04

## フキ畑が「多面的機能」をもつ 地域資源に

北海道釧路市音別町



### ●一般社団法人 音別ふき落団

人口減と高齢化が進む北海道釧路市音別町で、2017年5月、特産のフキを生かして人と町を元気にしようとする取り組みが始まりました。60～70代の元酪農家と農家レストランを営む元看護師が、一般社団法人音別ふき落団を設立。農地を借り上げてフキを栽培し、休止状態だった地元の山菜加工施設を復活させて原料を供給するほか、イベントなどで生フキを直売。生活困窮者や生きづらさを抱えた若者、高齢者らを活用して、就労支援、生きがいづくり、健康づくり、コミュニティ形成などにつなげています。

#### 音別ふき落団の活動

一般社団法人は、釧路市音別町の内陸部、中音別地区の酪農地帯で農家レストラン「カフェさつき晴れ」を経営する伊藤まりさん（64歳）が、近隣の元酪農家4人とともに2017年5月に設立しました。特產品であるフキの栽培や商品開発を通して、フキ資源の保護と地域の産業振興を図りながら、低所得者、生活困窮者、ひきこもり状態の若者、障害者、高齢者などに就労と社会参加の機会を提供することが主な目的です。

団員は、代表を務める伊藤さんのほか、いずれも元酪農家の佐藤正光さん（64歳）、高橋昭司さん（63歳）、そして高橋洋一さん（74歳）、サヨ子さん（72歳）夫婦の計5人（2018年10月時点）。

団の設立以降、フキを栽培するための農地約3.3haを借り上げ、順次作づけを行っています。フキは種をまいてから収穫可能になるまで2年を要しますが、それ以降は地下茎から芽が出て毎年収穫できるようになります。順調に推移すれば2020年には、団のすべての農地で収穫が可能となり、約50トンの生フキを安定的に生産できる見通しです。主に地元の山菜加工施設向けに出荷する計画となっています。

この加工施設は、旧音別町が1988年に建設したもので、当初は音別町振興公社が、のちに音別山菜協同組合が運営。フキの水煮パックなどを製造しています。

たが、近年は原料となる生フキの確保が「採り子」（自生フキの採取者）や栽培農家の高齢化で難しくなり、自生フキの資源減少も追い打ちとなって2017年3月、操業を停止。組合は解散しました。

#### ■ 農繁期の畑を就労の場に

団の結成に際して、加工施設の再開が模索され、当初は団が操業することも検討されましたが、運転資金の確保が難しく断念。改めて関係者らが協議し、市内に本社を置く警備業の株式会社美警（三上葉月代表取締役）に再開の担い手となるよう要請しました。

同社は、食品加工の実績はないものの、生活困窮者の就労支援などに積極的に取り組んでいます。今回もそうした社会貢献事業の一環として加工施設の運営を引き受けました。長年加工施設で作業員として勤務していた50～70代の男女3人を雇用し、2018年6月、



音別ふき落団のメンバー

操業を開始。かつて製品の主な納入先だった山菜加工・卸会社なども取引を快諾しました。

加工施設の再開は、フキ繊維でつくる手すき和紙の原料確保にも役立っています。和紙は「富貴紙（ふきがみ）」と呼ばれ、旧町が1991年に地域振興を目的に研究開発を進め、商品化に成功したもの。地元小中学校の卒業証書などに使われるほか、扇子や名刺台紙として市内の文具店などでも販売されています。製造は、市が臨時雇用する20～50代の女性4人が担当。紙すき用の繊維は、フキの一次加工の際に廃棄される茎の皮から取れるため、加工施設の再開で供給が安定するとともに、産業廃棄物の削減にもつながります。

フキの収穫期は6～7月で、加工施設はこの2か月ほどで年間に必要な原料を確保し、塩蔵処理して保管。少しづつ水で戻して水煮パックとして通年出荷します。

一方、フキ畠では、収穫期を挟んだ前後2か月、つまり4月から9月までの半年ほどが、施肥や害虫防除、除草などのさまざまな作業に追われる農繁期となります。この時期は団のメンバーだけでは対応しきれず、外部の人手を頼むことになります。この部分を生活困窮者などの就労の機会とします。

## ■ 生活保護受給者らが畑仕事

団のメンバーを除いて、2018年の農繁期に一定期間継続的に有償で働いた人は次のとおりです（順不同）。

- ①音別地区の60代女性＝フキの栽培、収穫や畑仕事の熟練者。生活保護を受給。団の農作業には週1回程度従事。
- ②音別地区の80代夫婦＝自宅近くにフキ畠約1haを所有、現在これを団に貸与。繁忙期は随時、団からの要請を受けて除草作業などに参加。
- ③釧路地区の20代男性＝「暮らしの共済サービスせっせ」（一般社団法人北海道セーフティネット協議会が行う高齢・障害者の困りごと解決と若者の仕事づくり組み合わせた制度外の生活、就労支援事業）が、団の依頼を受け派遣。生活保護を受給。週1～3回、団の農作業に従事。
- ④釧路地区の10代後半のきょうだい2人＝③と同様。

このほか、試行的な取り組みとして、地元の知的障害者支援施設「おんべつ学園」（社会福祉法人音別憩

いの郷）が入居者の就労支援の一環として、団の依頼を受け、9月中旬に3回、除草作業補助などに20～60代の約10人を派遣。

同じく市生活福祉事務所が、団の農作業について就労準備支援事業の位置づけが可能かどうか検討するため、生活保護を受給している60代の男性2人を団に紹介しました。

## ■ 「生きる力」を養う場に

賃金は、2018年10月の時点で原則として時給835円（ただし、派遣元の団体が日当や作業工賃を定めている場合はそれに従う）。これは団のメンバーも同じです。

フキ栽培の収入だけで生活を成り立たせるのは、事実上困難。メンバーも年金やパート・アルバイトなどの収入があって、団の仕事で得る報酬は「プラスアルファ」程度というのが実状です。

生活困窮者自立支援法が規定する中間的就労は、生活保護受給者を対象としていません。しかし団は、制度の枠組みにとらわれることなく、経済的な自立を阻まれ、社会的な孤立状態におかれている人たちを積極的にフキ栽培の担い手とする考えです。同法が定める就労訓練事業所の認定は、受けていません（2018年10月時点）。

また、中間的就労は、法の枠組みでは一般的就労に至る中途段階に過ぎません。これに対し団は、生きがいづくりや健康づくり、コミュニティ形成（仲間づくり）といった副次的効果に着目し、むしろそうした効果を



収穫期を迎えた  
フキの生育状況  
を確認

一面にフキノトウの花が咲く春のフキ畠

## 団体の概要

- ▶名 称：一般社団法人音別ふき落団
- ▶住 所：〒088-0118 北海道釧路市音別町中音別494番地
- ▶電 話：090-1526-9935
- ▶沿 革：2017年5月設立
- ▶主な活動：特産品であるフキの栽培を通して、地域の人がいきいき暮らせる、まち・しごとづくりを目指す。
- ▶facebook：音別ふき落団で検索

### 釧路市音別町

人口1,805人  
1,026世帯  
高齢化率38.5%  
(2019.1末現在)

高めていこうとしています。代表の伊藤まりさんは、次のように述べています。

「単に一般的就労に結びつけるための準備段階とか職業訓練のようなものではなく、生きる力、生活する力を付けられる場になればいいと思っている」

団のメンバー、すなわち本業（酪農など）の第一線からはすでに退いた人たちと、さまざまな生きづらさを抱えてしまった人たちが、フキによる地域おこしという目的でつながり、ともに働くことで新たな社会性を獲得し、自尊心や自己肯定感（伊藤さんの言葉を借りれば「生きる力」）を養えるようにする方針です。

### ■ 働いた人が笑顔取り戻す

こうした姿勢とその効果は、団で働いた①～④の人たちをメンバーや支援関係者がどう受け止め、また、①～④の人たちが団に関わることでどう変わったかという点からある程度明らかにできるでしょう。

以下、メンバーや支援関係者らのコメントを紹介します。

#### 〈①60代女性について〉

「生活保護を受給しているかどうかというより、この人は元々フキの『採り子』をしていた。フキの扱いに関してはプロ。畑の草取りの名人でもある。こういう人にもっと活躍してほしい」（佐藤正光さん）。この人物は、年金、生活保護給付、臨時雇用の仕事を組み合わせて暮らしているようです。畠仕事の腕を買われて団以外でも友人知人の農作業を手伝うほか、町内会の草刈り作業などに率先して参加。経済的自立につながる就労はできていませんが、得意なことを生かして地域に貢献し、多くの人から感謝されています。団の活動で、さらに活躍の場が広がりました。

#### 〈②80代夫婦について〉

「ダンナさんと奥さんと2人で、体調のよいときに作業を手伝ってくれる。自分たちのできる範囲で働いて、その分ちゃんとお金をもらえるというのとても喜んでいます」（高橋洋一さん）。この夫婦は、従来自分たちの畠でフキ栽培を手がけていましたが、高齢のために維持するのが困難となりました。団に畠を借り上げてもらったことで農地を荒らさずに済み、団の活動への参加という形で無理なく農作業を続けることができています。

#### 〈③20代男性について〉

「はじめのうちはまったく無表情で、ほとんど話もしなかった。通い続けるうちに笑顔が見られるようになった。昼休みに作業小屋で一緒に食事を取つていると、よくおしゃべりをするようにもなった。最初のうち縁や紫に染めていた髪も、黒くなっています」（伊藤まりさん）。

#### 〈④10代後半のきょうだい2人について〉

「最初は仕事ができるのか不安だったが、丁寧にやり方や手順を教えると一生懸命やってくれた。いろいろ話をしているうちに気持ちがほぐれてきたようで、向こうからもよく話しかけてくれるようになりました」（高橋昭司さん）。この2人は中学卒業後、さまざまな事情で進学できず自宅にひきこもっていました。「せっせ」につながって2018年4月から9月まで週1～3回程度、団での作業に従事。次第に人との関わりや、学ぶことへの意欲を高め、同年10月、高卒資格を取得できる市内の学校に通い始めました。

### ■ 高齢者には介護予防効果も

③や④のような若者の受け入れと活用について、メ

ンバーたちは「当初予想していた以上によく働いてくれた。きちんと教えさえすれば、しっかり仕事をしてくれる」と口をそろえます。

また、音別町行政センター保健福祉課の課長補佐で保健師の山田千景さんは、高齢者の畠仕事について次のように述べています。「音別では高齢になってしまっても畠仕事を続ける人が多い。90歳になっても元気に畠仕事をしている人もいる。(要介護認定) 要支援の人がシルバーカー(押し車)を押して畠に行ったりもしている。そんな様子を見るにつけ、畠が介護予防に役立っていると実感する」。

伊藤さんは、団の活動を一種の「交流サロン」とも表現しますが、高齢者にとっての「介護予防サロン」や、生きづらさを抱えた人たちの心身の「機能回復サロン」と見なすことも可能です。

団の活動による地域への直接的な貢献や波及効果は、おおむね以下のように整理できます。

▷ 音別特産のフキ資源の保護・育成

▷ 農地の活用

▷ フキを生かした地場産業の振興(フキの生産販売による直接的な経済効果、山菜加工施設の再開、「富貴紙」原料の安定供給など)

▷ 生活困窮者や生きづらさを抱えた若者の社会参画と中間的就労の場の提供

▷ 高齢者の健康づくりと生きがいづくりによる介護予防

▷ 若者から高齢、障害者まで多世代、多様な背景をもつ人びとの交流

▷ 地域住民、企業、行政、支援団体などの連携構築など――。

もちろん周辺への波及だけでなく、団のメンバー自身にとっても、生きがいづくりや健康づくり、副収入の確保による家計の改善といった効果が期待されます。

### ■ 団自体も「自立」模索中

将来的には、子どもや学生を対象とした農業体験の受け入れや、家族連れで楽しめる観光農園といった教育・観光分野の取り組みも構想されています。団の機能・役割は非常に多面的で社会・経済的価値の高いものですが、フキの生産と販売は、収益性が高いとはいえません。活動を維持、継続するうえで最大の課題となるのが、収益力の向上です。

2018年から3か年は、日本財団が信金中央金庫などと共同で運用する、地方創生を目的とした「わがまち基金」からの助成が受けられることになりました。額は1000万円。

この助成期間中に「音別ふき」のブランド化や収益性の高い商品の開発、インターネット通販を含めた販路開拓などを進め、収益力を高めていくことにしています。

### 生活困窮者支援の枠組みで

音別ふき団の誕生に、決定的な役割を果たしたのが、一般社団法人釧路社会的企業創造協議会(以下、創造協)です。

創造協は、2012年に生活困窮者の自立支援などを目的に設立。2013年から北海道釧路総合振興局と釧路市の委託事業として、生活困窮者自立支援の総合相談窓口「生活相談支援センターくらしごと」を運営しています。ちなみに、生活困窮者自立支援法の施行は2015年4月。創造協はその2年前に、同法を先取りする業務をスタートさせていたことになります。

同法が施行される直前の2015年3月には、創造協が旗振り役となって「釧路生活困窮者自立支援検討委員会」(以下、検討委)が発足しました。委員は、市連合町内会の役員、医療・介護・福祉の専門職、支援団体や就労支援に協力する企業の代表、民生・児童委員、保護司など計18人。さらにオブザーバーとして市福祉部、生活福祉事務所、商業労政課、都市経営課、産業推進室のほか、釧路公共職業安定所、法テラス釧路、日本労働者協同組合連合会センター事業団の幹部や担当者、それに市議会民生福祉常任委員会やマ



操業を再開した山菜加工施設

スコミなどが顔をそろえます。事務局は創造協。そして、委員の一人に、のちに音別ふき落団の代表となる伊藤まりさんが、「市医師会看護専門学校・前副校長」という立場で加わっています。

### ■ 音別の将来に危機感募らせ

翌2016年、市が厚生労働省の「多機関協働による包括的支援体制構築事業」のモデル事業を実施する運びとなります。市はモデル事業を、生活困窮をはじめ高齢、障害、子育てなどの各分野の支援者らが連携する枠組みを構築し、地域福祉の資源となる住民活動の発掘や創出、運営支援などを行うものとしました。その名称を「包括的な相談支援システム構築事業」として、実施を創造協に委託します。

これを受けた創造協は、検討委の陣容を引き継ぎつつ、さらに拡大させる形で「相談支援包括化推進会議」(以下、推進会議)を設置。推進会議には新たな委員として、市内すべての地域包括支援センターに配属されている「生活支援コーディネーター」(=介護保険法に基づき市町村が配置。高齢でも暮らしやすい地域づくりを支援する)や、地域づくりの実践者らも迎え入れました。

推進会議は、全体での話し合いと情報共有を行う全体会と、住民活動の実践に直接関与する4つの部会で構成されます。この部会の1つに「音別部会」があり、伊藤さんは音別部会の委員になりました。

当時、伊藤さんはのちに団のメンバーとなる元酪農家らと町内会活動などを通じてすでに親交を結んでいました。メンバーの1人、高橋昭司さん宅の作業場(現在の団の作業場兼事務所)に集まって飲食をともにすることもしばしばで、人口減と高齢化が進む音別の将来についてよく語り合っていたと言います。

### ■ 薬草栽培を提案されるも拒否

2016年冬、推進会議の事務局を務める創造協担当者が、伊藤さんの経営する農家レストランを訪ねます。元酪農家らにも集まつてもらい、住民主体の就労の場の立ち上げに向けた1つのアイデアを提示しました。漢方薬の原料となる薬草の栽培です。

数年前から全国で薬草栽培による農業再生と地域おこしの動きが見られるようになり、道内でも大手製薬会社が薬草栽培を強化、契約農家が高い収益を確保する例が出始めました。

ところが、元酪農家や伊藤さんたちの反応はよくあ

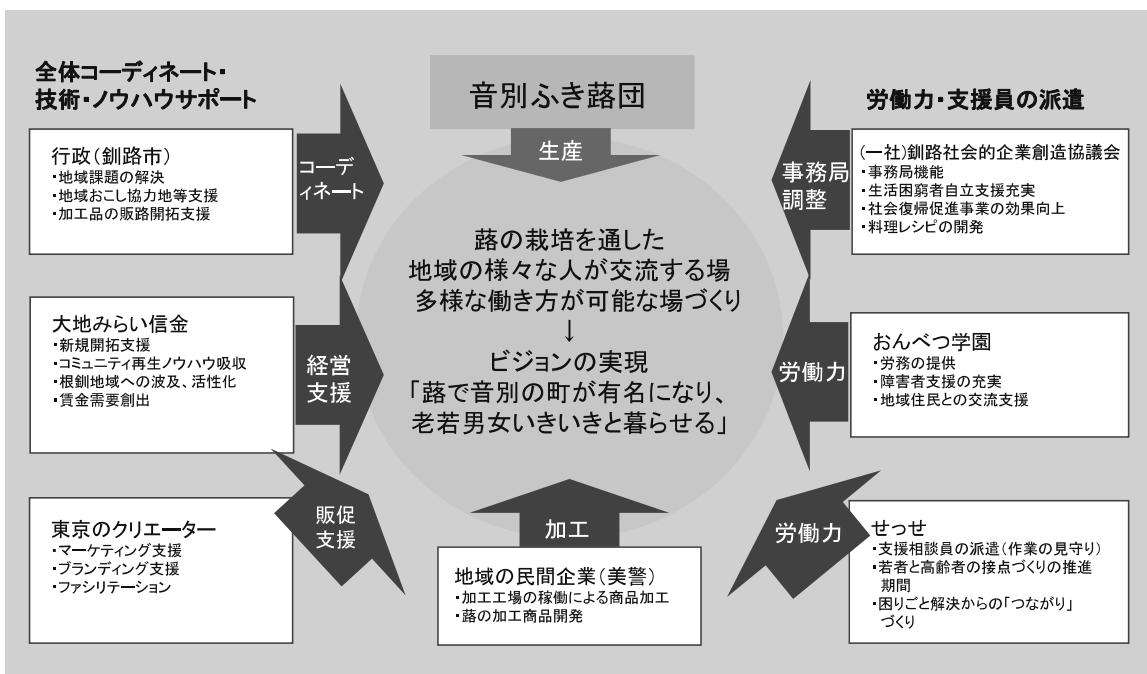


図 音別ふき落団と地域の連携